

文京区児童相談所の状況について

1 児童相談所の概要

名 称	文京区児童相談所
所 在 地	文京区小石川3丁目14番7号  【アクセス】 電車： 春日駅・後楽園駅から 徒歩約12分 都営バス： 「伝通院前」下車3分
開設年月日	令和7年4月1日（特別区として10番目の開設）
建物の状況	構造：鉄筋コンクリート造 規模：地下1階・地上3階、建築面積756.04㎡、延床面積2,331.56㎡
主 な 業 務	・ 児童の相談に関すること ・ 調査、社会診断、医学診断及び指導に関すること ・ 児童福祉施設等への措置及び家庭指導等に関すること ・ 里親に関すること ・ 愛の手帳（療育手帳）及び特別児童扶養手当の判定に関すること ・ 一時保護の実施に関すること 等

2 児童相談所の設置について

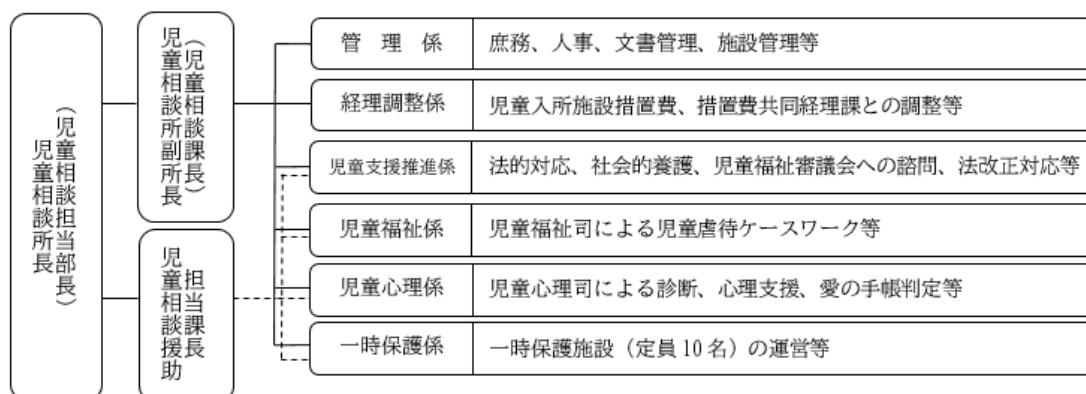
(1) 設置に向けた経緯

平成28年5月	児童福祉法改正により特別区も児童相談所の設置が可能に
平成28年11月	児童相談所設置表明
平成31年2月	「（仮称）文京区児童相談所基本計画」策定
令和2年1月	開設時期を令和7年度（予定）へ変更
令和3年1月	区児童相談所における子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化
令和5年3月	「（仮称）文京区児童相談所運営計画」策定
令和6年7月	本区を「児童相談所設置市」に指定する政令の閣議決定
令和7年4月	文京区児童相談所開設

(2) 設置に向けた考え方

基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化防止など、児童虐待から子どもを守るためのあらゆる施策を講じ、児童福祉法改正に向けた対応を含め、これまでの本区の児童相談体制を更に強化する。

3 組織体制



医師の配置：児童の医学診断、療育手帳・特別児童扶養手当の判定等を行う医師8名を配置

弁護士の配置：法律上の問題について専門的な立場から助言、保護者との面接に同席等を行う弁護士4名を配置

4 支援の状況等

(1) 支援をしている児童数（令和7年4月1日現在）

275 名

(2) 児童養護施設等に措置している児童数

措置児童総数（令和7年4月1日現在）		46 名
内 訳	児童養護施設	29 名
	乳児院	4 名
	里親、ファミリーホーム	6 名
	その他	7 名

(3) 里親の登録数

里親登録総数（令和7年4月1日現在）		17 家庭
内 訳	養育里親	8 家庭
	専門養育里親	0 家庭
	親族里親	1 家庭
	養子縁組里親（注1）	8 家庭

（注1）養子縁組里親8家庭のうち、3家庭は養子縁組里親と養育里親の二重登録

※ 里親登録に関する相談数（令和7年4月1日から20日まで） 6 件

※ 里親登録の申請見込み 5 月中に1 家庭

- (4) 児童虐待相談の受付件数（令和7年4月1日から20日まで、都からの引継ぎケース含む）
238 件
- (5) 一時保護した児童数（令和7年4月1日から20日まで、都からの引継ぎケース含む）
16 名
- (6) 弁護士への相談数（令和7年4月1日から20日まで）
11 件